

## 平成21年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

### ○議事日程

平成21年3月25日(水曜日)午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第12号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

議案第7号 採決

議案第8号 採決

議案第9号 採決

議案第10号 採決

議案第11号 採決

議案第12号 採決

日程第4 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

1 開 会

2 諸般の報告

3 会議録署名議員の指名

4 会期の決定

5 議案第1号から議案第12号の上程、説明

6 議案第1号の質疑、討論、採決

7 議案第2号の質疑、討論、採決

8 議案第3号の質疑、討論、採決

9 議案第4号の質疑、討論、採決

10 議案第5号の質疑、討論、採決

11 議案第6号の質疑、討論、採決

12 議案第7号の質疑、討論、採決

- 1 3 議案第 8 号の質疑、討論、採決
- 1 4 議案第 9 号の質疑、討論、採決
- 1 5 議案第 1 0 号の質疑、討論、採決
- 1 6 議案第 1 1 号の質疑、討論、採決
- 1 7 議案第 1 2 号の質疑、討論、採決
- 1 8 一般質問
- 1 9 閉 会

出席議員（ 1 1 名）

- 1 番 兒 玉 正 直
- 2 番 神 田 徳 光
- 3 番 川名部 実
- 4 番 三 橋 秀 夫
- 5 番 立 崎 金 治
- 6 番 山 本 義 一
- 7 番 小 澤 定 明
- 8 番 山 本 邦 男
- 9 番 福 田 守
- 1 0 番 内 海 和 雄
- 1 2 番 京 増 幸 男

欠席議員（ 1 名）

- 1 1 番 越 川 廣 司

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健 一
副管理者	藤 和 雄
副管理者	小 坂 泰 久
会計管理者	伊 藤 はつ子
消防長	大 野 道 夫
次 長	名 和 富 男
総務課長	今 井 定 男
企画課長	斉 藤 知 久
予防課長	鈴 木 昭 三
査察調査課長	篠 田 啓 一
消防本部参事兼警防課長	岡 田 文 夫

通信指令課長	滝 口 喜代松
佐倉消防署長	白 鳥 直 木
志津消防署長	今 井 秀 夫
八街消防署長	竹 尾 要
酒々井消防署長	鈴 木 義 信

議会事務局出席職員氏名

書 記 鈴 木 薫

書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後 1 時 3 8 分）

○議長（川名部 実君） ただいまの出席議員は 11 名で、議員定数の半数以上に達しております。21 年 3 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長（川名部 実君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、大野道夫君。

（消防長 大野道夫君登壇）

○消防長（大野道夫君） 消防長の大野道夫でございます。お許しをいただきまして、諸般の報告をさせていただきます。初めに、本日より八街消防署に救助工作車を配備し、運用を開始したところでございます。配備いたしました救助工作車は、今年度事業で実施いたしました佐倉消防署の救助工作車 型の導入に伴い、更新前の車両に自動車排ガス低減装置を導入して、再使用を行ったところでございます。なお、消防組合管内における救助工作車の配備は、本日まで佐倉消防署に 1 台のみの配備でございましたが、このたびの配備によりまして 2 台となり、国が示す消防力の整備指針に定める整備数を充足することができました。また、このことによりまして、八街市における救助活動の迅速化、高度化が期待できます。

次に、お手元に配付させていただいております行政報告資料に基づきまして、平成 20 年中の災害救急活動状況について報告をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の行政報告資料の 1 ページ、火災の概要をお開きいただきたいと思います。まず、1 の出火件数でございますが、平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月末ま

での組合全体の出火件数は95件で、前年と比較し4件の増加、率にして44%増となっております。火災種別では、建物火災が61件で全体の64.2%を占めており、前年と比較しますと13件の増加、林野火災は4件で3件の増加、車両火災は10件で2件の減少、その他火災、これについては火災統計上、枯れ草、廃材、廃車車両などが燃える火災でございますが、18件で10件の減少となっております。下段の構成市町別の出火件数及び対前年比は、佐倉市が47件で4件の減少、八街市は36件で前年と同じ、酒々井町は12件で8件の増加となっております。3ページをお開きいただきたいと思ひます。2の出火率、これは人口1万人当たりの出火件数をあらわしたものでございますが、組合全体では34件、構成市町別では佐倉市が17件、八街市が47件、酒々井町が55件となっております。同じく3ページ中ほどの3の焼損棟数及び焼損程度でございますが、焼損棟数は72棟で、前年と比較して2棟、2.7%減少しております。焼損程度では全焼が11棟、半焼5棟、部分焼23棟、ぼやが33棟となっております。続いて、次の4ページをお開きいただきたいと思ひます。4の損害額でございますが、火災による損害額は8200万円で、前年と比較しますと5,177万2000円の減少となっております。続いて、次の5ページをお願いいたします。中ほどの5の死傷者数でございますが、火災による死者は2人、負傷者は16人で、前年と比較して死者5人、負傷者3人の減少となっております。次に、7ページをお願いいたします。中ほどの8の出火原因でございますが、放火、これは放火の疑いも含めてでございますが、21件で最も多く、全体の22.1%を占めております。続いて、こんろ16件、たばこ10件、たき火8件、焼却炉、溶接機及び火入れがそれぞれ3件の順となっております。このように放火火災が依然として多いことから、消防本部といたしましては、より一層放火火災の防止に努めてまいります。

次に、9ページの救急業務の実施状況について報告をさせていただきます。1の救急活動状況についてでございますが、平成20年1月1日から同年12月末日までの組合全体の救急活動状況は、出場件数が9,160件で、搬送人員は8,569人。事故種別では、1位が急病、第2位が一般負傷で、以下交通事故、転院搬送の順となっております。前年と比較しますと出場件数で571件、搬送人員で614人が減少いたしました。特に減少数が多いのが急病で、次いで一般負傷、交通事故の順となっております。このことは、消防機関が行ってきた救急車の正しい利用の啓発などが市民の中に少しずつ定着してきているものと考えられます。また、出場件数を1日平均にいたしますと、約25件の出場があったこととなります。構成市町別では、佐倉市が5,617件、これは全出場件数の61.3%、八街市が2,797件、全出場件数の30.5%、酒々井町が746件、全出場件数の8.2%となっております。次の10ページをお願いいたします。2の事故種別救急活動状況でございますが、急病が最も多く5,694件、これは全出場件数の62.96%でございます。一般負傷

が 1,149 件、12.54%、交通事故が 1,113 件、12.95%、転院搬送 616 件、これは病院から病院へ搬送するものを転院搬送と呼んでおります。6.7%の順で続いております。次に、16 ページをお願いいたします。5 の傷病程度別搬送人員状況をごらんください。全搬送人員の 47.0%が軽症となっております。また、中等症と合わせますと 88.1%と、いまだに高い比率を占めております。このことから、引き続き救急車の適正利用を市町民に呼びかけていく必要があります。同じページの中ほどの 6 の現場到着所要時間別出場件数状況でございますが、平均現場到着時間は組合平均で 64 分となっております。これは、平成 19 年中の全国平均 68 分よりも、当消防組合のほうが 0.4 分早くなっております。18 ページをお願いいたします。8 の医療機関収容依頼状況でございますが、発生件数の約 99.06%が依頼回数 5 回以内で搬送先の病院が決定しております。また、次のページにありますように、その 52.96%が管内医療機関となっております。次に、21 ページをお願いいたします。ドクターヘリと連携した救急活動でございますが、135 件でございます。前年同期と比較しますと 5 件の増加となっております。構成市町別では、佐倉市が 21 件、八街市 41 件、酒々井町 13 件となっております。以上で災害救急活動状況について報告を終わらせていただきます。

最後に、今月 1 日から施行されました消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する条例についてでございますが、平成 18 年 1 月に起きた死者 7 名、負傷者 3 名が発生した長崎県大村市のグループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設等の分類を宿泊の実態等で細分化し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者を定め、かつスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備が行われたものであります。消防組合といたしましては、今月 19 日に発生し、死傷者 11 名を出した群馬県渋川市の高齢者施設の火災を教訓とし、改正の対象となる可能性のある 107 施設につきまして、順次立入検査を実施中でございますが、今後も継続して指導を行ってまいります。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

#### 会議録署名議員の指名

○議長（川名部 実君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 9 番、福田守君、議席番号 10 番内海和雄君の両名を指名いたします。

#### 会期の決定

○議長（川名部 実君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りい

たします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

議案第1号から議案第12号の上程、説明

○議長(川名部 実君) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第12号までの12件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第12号までの12件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長(川名部 実君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

(管理者 長谷川健一君登壇)

○管理者(長谷川健一君) 本日ここに平成21年3月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成21年1月29日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。職員の育児休業等に関する条例の改正

に伴い育児短時間勤務職員等の給与の取り扱いについて、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号 平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。歳入歳出それぞれ1080万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8505万5000円といたそうとするものでございます。歳入では、財産収入、繰越金及び諸収入を増額し、使用料及び手数料、繰入金及び組合債を減額いたそうとするものでございます。歳出の補正の主なものとしたしましては、総務費で積立金を増額し、消防費で給料、職員手当等及び備品購入費をそれぞれ減額いたそうとするものでございます。

議案第6号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億4568万5000円といたそうとするものでございます。前年度に比べ10%、4336万1000円の減でございます。歳入の主なものとしたしましては、構成市町からの分担金及び負担金が39億2551万5000円、国庫支出金が1086万6000円、財政調整基金からの繰入金が1億円、組合債が1億60万円などでございます。歳出では、前年度と比べ、議会費が98%、17万7000円、総務費は10%、8000円、消防費は07%、2552万6000円、公債費は53%、1665万円のそれぞれ減額となっております。主な事業としたしましては、酒々井消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、志津消防署の消防ポンプ自動車及び八街南部出張所の高規格救急自動車をそれぞれ更新の予定でございます。

議案第7号から議案第12号につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例に基づく情報公開審査委員及び佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護委員の委嘱についてでございます。杉浦健一氏及び都筑義夫氏を再任し、古川晴雄氏を新任することについて、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

#### 提案理由の細部の説明

○議長（川名部 実君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、名和富男君。

（次長 名和富男君登壇）

○次長（名和富男君） 消防本部次長の名和富男でございます。提案理由の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。浦安

市・市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合の千葉県市町村総合事務組合からの脱退に伴い、千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用いたします同第179条第1項の規定により平成21年1月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。以上が議案第1号についてでございます。

議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されまして、育児のための短時間勤務制度が導入されましたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。改正の内容でございますが、育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間、週休及び勤務時間の割り振り、正規の勤務時間以外の時間における勤務及び年次有給休暇につきまして追加して規定しようとするものでございます。施行期日といたしましては、平成21年4月1日としようとするものでございます。以上が議案第2号についてでございます。

続きまして、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。改正の内容でございますが、1点目といたしまして、育児のための短時間勤務制度を導入しようとするものでございます。小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が希望する場合、給料を減額して、1週間当たりの勤務時間を短縮することができるものとするものでございます。2点目といたしましては、育児休業をした職員が勤務に復帰した場合の給料の号給調整における期間の換算率におきまして、現行の2分の1を改めまして、育児休業をしていた全期間を引き続き勤務していたものとみなす規定に改めるものでございます。そのほか、育児のための短時間勤務制度を導入しようとするに当たりまして、所要の改正を行おうとするものでございます。施行期日といたしましては、平成21年4月1日としようとするものでございます。以上が議案第3号についてでございます。

続きまして、議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正の内容でございますが、育児短時間勤務制度の導入に当たりまして、育児短時間勤務職員等の通勤手当の額の取り扱いにつきまして、国に準じた取り扱いとするための規定を新たに追加しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号 平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。補正予算の細部につきましては、補正予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。6ページの1、歳入でございます。2款

1項1目手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料等を40万円減額いたしまして、160万円としようとするものでございます。5款1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子といたしまして23万1000円を追加いたしまして、38万1000円としようとするものでございます。7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、2901万8000円を減額いたしまして、1億500万円としようとするものでございます。8款1項1目繰越金につきましては1408万1000円を増額し、2234万6000円としようとするものでございます。これにつきましては、前年度繰越金でございます。9款2項1目雑入につきましては880万円を増額いたしまして、1499万9000円としようとするものでございます。これにつきましては、千葉県消防学校に派遣しております職員の給与等に対します千葉県からの負担金収入を追加しようとするものでございます。10款1項1目組合債につきましては450万円を減額いたしまして、1億1460万円としようとするものでございます。これにつきましては、消防ポンプ自動車整備事業費が確定いたしましたことによりまして、組合債を減額しようとするものでございます。以上が歳入についてでございます。7ページをごらんいただきたいと思っております。2、歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、25節積立金といたしまして5583万2000円を追加しようとするものでございます。3款1項目常備消防費につきましては6663万8000円を減額いたしまして、38億1,185万7000円としようとするものでございます。減額しようとする内訳でございますが、2節給料2400万円の減額、3節職員手当等で3340万7000円の減額、18節備品購入費で車両購入費の残額分923万1000円を減額しようとするものでございます。3ページにお戻りいただきたいと思っております。3ページの第2表、地方債の補正でございますが、消防車両整備事業につきまして、事業費の確定に伴いまして、起債の限度額を1億1910万円から1億1460万円に、450万円減額しようとするものでございます。8ページからについては給与費明細書、それと13ページに記載してございます地方債に关します調書につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。以上が議案第5号についてでございます。

続きまして、議案第6号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計予算についてでございます。予算の歳入につきましては、一般会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をしてみたいと思っております。7ページをごらんいただきたいと思っております。歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては39億2551万5000円で、前年度と比べまして1345万2000円を増額でございます。1目常備消防費分担金につきましては36億2569万1000円で、前年度と比較いたしまして2680万7000円を増額でございます。2目長期債償還分担金につきましては2億9657万9000円で、前年度と比べまして1665

万円の減額でございます。2項負担金、1目広域化整備費負担金324万5000円につきましては、消防救急無線広域化事業並びに消防指令センター事業について、構成市町にご負担をいたごうとするものでございます。2款使用料及び手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料等の200万円でございます。これにつきましては、前年度と同額でございます。続きまして、8ページをごらんいただきたいと思ひます。3款1項1目国庫補助金につきましては1086万6000円でございます。前年度と比べまして3366万4000円の減額でございます。内容といたしましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金といたしまして、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台分の補助金でございます。5款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子といたしまして20万円を計上いたしております。7款繰入金、1項1目財政調整基金繰越金につきましては1億円でございます。前年度と比べまして、500万円の減額となっております。9款諸収入、2項1目雑入につきましては650万円でございますが、前年度と比べまして30万1000円の増額でございます。内容的には東関東自動車道救急業務支弁金が150万円、保険事務手数料等で500万円を計上してございます。10款組合債につきましては1億60万円でございます。前年度と比べまして1850万円の減額でございます。組合債の事業といたしましては、消防車両整備事業といたしまして消防車両2台及び高規格救急自動車1台、それと高規格救急自動車に搭載いたします高度救命措置用資機材を予定してございます。以上が歳入についてでございます。続きまして、10ページをごらんいただきたいと思ひます。歳出でございますが、1款議会費につきましては163万7000円でございます。前年度と比べまして17万7000円の減額でございます。2款総務費は76万3000円でございます。前年度と比べまして8000円の減額でございます。続きまして、12ページをごらんいただきたいと思ひます。3款消防費は38億4470万5000円で、前年度と比べまして2552万6000円の減額でございます。消防費のうち1項1日常備消防費につきましては38億4146万円でございます。前年度と比べまして2877万1000円の減額でございます。17ページをお開きいただきたいと思ひます。2目広域化整備費324万5000円につきましては、現在千葉県内の他の消防本部と共同で事業を進めているわけでございますが、消防救急無線の広域化並びに共同指令センターの事業につきまして、同事業の設計費といたしまして、平成21年度分の当組合の負担金でございます。18ページをお開きいただきたいと思ひます。18ページ、4款公債費につきましては2億9658万円でございます。前年度と比べまして1665万円の減額でございます。5款予備費につきましては、200万円の予算化をしようとするものでございます。続きまして、平成21年度の主な事業についてご説明をさせていただきます。別冊になりますけれども、予算資料、平成21年度佐倉市八街市

酒々井町消防組合一般会計予算に関する資料をごらんいただきたいと思います。その4ページをお開きいただきたいと思います。予算資料4ページの5の主要事業の概要をごらんいただきたいと思います。主な事業につきましてご説明をさせていただきたいと思います。まず、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業につきましては、排ガス条例の規制に該当いたします酒々井消防署配備の消防車両の更新でございます。続きまして、消防ポンプ自動車購入事業につきましては、事業者NOX・PM法の規制に該当いたします志津消防署配備の消防車両の更新でございます。高規格救急自動車購入事業につきましては、八街南部出張所配置の高規格救急自動車を整備計画に基づきまして更新しようとするものでございます。その他の事業といたしましては、中ほどに記載してございますが、八街消防署の庁舎につきまして、耐震の診断委託を計上してございます。予算書にお戻りをいただきたいと思いますが、予算書の16ページの中に14目使用料及び賃借料として5,721万9,000円を計上してございますが、これにつきましては前年度の計上額が2,621万4,000円でございます。3,100万5,000円の増加と、大幅の増加となっております。その増額の主な理由といたしましては、消防救急通信指令システムの賃借事業といたしまして、指令システムの機器の賃借料といたしまして2,987万7,000円を計上いたしております。当組合の消防救急通信指令システムにつきましては平成14年3月に導入したものでございまして、既に7年が経過をいたしました。この耐用年数が到来したとみなしまして、新たに指令システムの機器の賃借料を計上したことによるものでございます。それでは、戻っていただきまして、予算書の4ページをお願いしたいと思います。予算書の4ページでございますが、第2表につきましては債務負担行為についてでございます。ただいまご説明をいただきました消防緊急通信指令システムの機器の賃借料といたしまして、債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間を平成21年度から平成24年度まで、限度額を1億4,340万8,000円と設定しようとするものでございます。一番下の第3表につきましては、地方債につきまして記載をしてございます。消防車両整備事業といたしまして、起債の限度額を1億60万円に設定しようとするものでございます。なお、予算書の19ページ以降に記載してございます給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。以上が議案第6号の細部説明でございます。

続きまして、議案第7号から議案第9号までにつきましては、情報公開審査委員の委嘱についてでございます。現在委嘱しております情報公開審査委員につきましては、平成21年3月31日に任期が満了いたしますことに伴いまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例第21条の規定によりまして委員を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

議案第10号から議案第12号までにつきましては、個人情報保護委員の委嘱についてでございます。現在委嘱しております個人情報保護委員につきましては、平成21年3月31日にやはり任期が満了いたしますことに伴いまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例第31条の規定によりまして委員を委嘱するに当たりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、議案第7号から議案第12号までにつきましては人事案件でございますので、細部につきましては説明を省略をさせていただきたいと思っております。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

#### 議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(川名部 実君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(川名部 実君) 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(川名部 実君) 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

議席番号1番、兒玉正直君。

○1番(兒玉正直君) 議席1番、兒玉です。

議案の厚い説明があると思えますけれども、その3枚目になりますが、(6)に交代制勤務職員における育児短時間勤務の勤務形態ということで、1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間、25時間とするということがありますが、交代制勤務職員でこの時間を休暇に当てますと、これでは、週40時間の中で、これだけの時間をとると体制がとれなくなっているのではないかと私は思いますので、それについてはどうするのかということ。それと、その11のほうに給与条例の特例というものがあまして、またその後のほうにも説明がありますが、給与を減額する規定とありますが、具体的にこの20時間、24時間、25時間ということになったら、どのように適用されるのかということです。それからもう一点は、この条例改定によつての適用可能な職員、その短時間勤務の中でできる、適用される職員数がどのくらいいるのか、また具体的に予定している職員はいるのかということの考えについて伺いたいということと、あと(9)番に、平日任用による外部の職員で定数にしたときと定めてとありますけれども、平日任用ということがどういうことか、これらの点についてちょっとお聞きしたいと。

○議長(川名部 実君) 総務課長、今井定男君。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。兒玉議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、育児短時間勤務に伴う1週間当たり20時間、24時間、25時間ということでございますけれども、これを4週間当たりで換算いたしますと、4週間で80時間ということで、そうしますと1当務の中で16時間を勤務しますので、4週間で5当務の勤務形態ということがまず考えられます。しかし、本来であれば4週間で10当務を勤務しますけれども、残りの5当務の不足の問題が生じます。したがって、消防車への最低乗車人員の確保の問題、あるいは育児というものは日々毎日行うことでございますので、その育児上の問題等を考慮しますと、交代制勤務のままではなかなか育児というのは難しいという部

分があります。そこで考えられますのが、消防本部等への日勤の勤務、人事異動を行いまして、日勤の状態での育児短時間勤務を承認していく。そういう方向も選択肢であろうかと思えます。いずれにいたしましても、これはあくまでも申請者本人の希望に基づいた勤務の形態を承認するというのが基本でございますので、交代制勤務のまま育児短時間勤務をするのか、あるいは日勤の状態にして育児短時間勤務とするのかということで、その申請者の希望に沿った形での承認をしていくというのが考えられます。次に、給料の減額の問題でございますが、1週間当たりの勤務時間、20、24、25というふうになりますけれども、これを40で割っていただいたのが希望の数字となります。1週間当たり40時間、その中で20時間とられますので、その場合は給料は50%と減の半額と。次に、24時間でございますと、40分の24でございますので、減額率としては40分の16になりますので、40%の減。次に25時間というのは、40分の15ということでございますので、37.5%の減というふうには、実際に正規の勤務時間に関しても、労働した時間の割合がその減額の幅となるということでございます。次に、適用可能な職員数と具体的に予定している職員数ということでございますけれども、適用可能な職員数につきましては、これは法律上重大な支障がない限り、任命権者がこれを与えなければなりませんので、適用可能という概念については全く持っておりません。それは、申請された限りは与えなければならぬというふうには法律上解釈する。したがいまして、この適用可能という概念は今のところ持っておりません。次に、具体的に予定している職員ということでございますけれども、今のところ事前にこういった感じだというふうにおっしゃったという要望は、現在のところございません。なお、育児休業に関しまして現在職員が取得しているものは、4月1日からの予定で育児休業を1年、あと部分休業が夕方の1時間、この職員2名です。ただし、我々ほぼ男性の職場でございますので、男性がとる場合もございますが、全国的な例を見ますと、女性の職員の取得であろうというふうには見込まれております。次に、平日任用ということでございますが、平日任用につきましては、基本的に勤務時間の半分のもを対象とするという前提がございますので、当組合の場合は40時間が1週間当たりの勤務時間でございますので、その半分ということで、20時間の短時間勤務者が対象となりますが、20時間の短時間勤務の場合ですと、これでちょうど半分でございますので、短時間勤務者2人をもって1人と規定するとみなすということでございますので、そこに1人の職員が減となりますので、ちょうど20時間が2人いた場合には、そこに新たに1名の職員を任用できるというのは、これは地方公務員の育児休業法第13条の規定に基づく平日任用の概念でございます。なお、今のところ小学校就学始期に達するまでの子を持つ職員数は、現在のところ65名です。

以上でご質問の答えとなろうかと思えます。

○議長（川名部 実君） 兒玉正直君。

○1番（兒玉正直君） 議席1番、兒玉です。

この短時間勤務の場合、交代勤務を、いわゆる日勤への選択肢もあるということですが、交代勤務を、これも希望したら、いわゆる週の中で、時間と入る場合と入らない場合が出てくるわけですが、そういったときに、この体制などのやりくりができるのかということも、もう一度確認しておきたいのですが。

それと、先ほど40時間で給料の減額は割り返すということですが、手当については影響があるのかということをお尋ねします。その2点です。

○議長（川名部 実君） 総務課長、今井定男君。

○総務課長（今井定男君） 兒玉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、交代制勤務のまま、育児短時間勤務をした場合、先ほども申し上げましたけれども、一般的な場合、5当務の不足が生じます。その場合は、当消防組合、4消防署5出張所ございますので、その支署間での補整勤務、あるいは消防本部から消防署への補整勤務ということで、その5当務についてはやりくりを当面していく予定でございます。次に、育児短時間勤務に伴う手当の関係でございますが、地域手当、あるいは管理職手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当については、この育児短時間勤務の時間の割合が出てくるということです。ただし、先ほどの給与条例の改正でございました通勤手当につきましては、10回を下らない場合には全額支給。あと、扶養手当、住居手当につきましては全額支給ということで、その短時間勤務には、その3つの手当については減額とはならない。

以上でございます。

○議長（川名部 実君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。〈BR〉

これより議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第5号 平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第6号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決

○議長(川名部 実君) 議案第7号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決

○議長(川名部 実君) 議案第8号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(川名部 実君) 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決

- 議長(川名部 実君) 議案第9号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(川名部 実君) 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決

- 議長(川名部 実君) 議案第10号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第10号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(川名部 実君) 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決

- 議長(川名部 実君) 議案第11号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 11 号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（川名部 実君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第 12 号の採決

- 議長（川名部 実君） 議案第 12 号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。  
本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 12 号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（川名部 実君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上をもちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

#### 一般質問

- 議長（川名部 実君） 日程第 4、一般質問を行います。  
議席番号 2 番、神田徳光君の質問を許します。  
神田徳光君。  
（ 2 番 神田徳光君登壇）
- 2 番（神田徳光君） 議席番号 2 番、神田徳光です。通告に従って質問いたします。  
消防は、住民が安心安全に生活できるよう、生命、身体、財産を守ることが使命です。それを守るためには、住民から通報を受け、正確な位置を把握し、災害現場にいち早く到着をすることが重要であります。そのためには、確実な災害、緊急等の発生場所の特定が必要で、不可欠です。そこで 3 点質問します。1 点目は、平成 20 年中の 119 番受信件数と、そのうちの携帯、IP 電話での受信件数はどのぐらいか。携帯、IP 電話からの受信件数の傾向をお伺いします。  
2 点目は、119 番を受信した場合の位置情報の把握について、昨年の 2 月定例会に私が携帯、IP 電話の発信地導入についてのお伺いをいたしました。早期導入

に努めるとの回答でありましたが、その進捗状況、また導入計画についてお伺いをいたします。

3点目は、先日千葉日報で紹介されておりましたけれども、警察と消防の両機関が市民保護への連携を強化するという見出しで紹介されておりましたが、両機関は消防通報に関する協議書の調印を行った場合、この調印書は無差別殺傷事件や突発的集中豪雨など、警察と消防の初動活動が重要になる事案の多発を背景に、相互連絡、通報体制を確立する目的で行われて、交わされたとあります。さらに、警察と消防の機関で、これまでも専用電話を軸に連携してきたが、この協議で、それぞれの役割がより明確になったとある。この協議で、通報窓口の一本化、通報方法の明確化、通報受理事項の統一、この3点がその協議されました。この協議によって、従来よりも一層の連携で住民の生命保護への的確な対応がされるだろうとあります。これにより、119番通報受信時の位置情報の把握が、さらなる共用もできるのではないかと思います。いかがお考えなのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（川名部 実君） 消防長、大野道夫君。

（消防長 大野道夫君登壇）

○消防長（大野道夫君） 神田徳光議員の質問にお答えいたします。

最初に、平成20年中の119番受信件数と、そのうちの携帯電話及びIP電話での受信件数並びに傾向についてでございますが、平成20年中の消防組合における119番の総受信件数は1万4040件で、そのうち携帯電話及びIP電話からの受信が5810件、全体の41.3%を占めております。受信の傾向につきましては、携帯電話からの119番通報が消防組合で直接受信が可能となった平成18年中の受信件数といたしますと、消防受信件数では867件、58%の減となっておりますが、携帯電話及びIP電話からの受信につきましては1063件、22.3%の増加となります。

次に、携帯及びIP電話の発信地表示の導入について、進捗状況、または導入計画についてでございますが、携帯電話及びIP電話の発信地表示の導入計画につきましては、昨年の2月定例会におきまして神田議員よりご質問がございましたが、119番の発信地の特定は、消防活動において初期の体制を確立するために極めて重要な情報であります。構成市町を含め、平成21年度予算編成におきまして協議を行い、債務負担行為を設置し、新たな賃借をする指令システム、携帯及びIP電話の発信地表示を加える予算案を作成いたしました。

最後に、警察と消防との相互連絡、通報体制の確立についてでございますが、消防と警察との連携につきましては、市民の生命を守るという最も基本的な責務を十分果たしていく上で必要不可欠であります。また、お互いの情報の共有などに対応の予定や、通報先からの要請事項等を確実に告知することは、事案の対応を円滑に

行うために重要なことでもありますので、当消防組合といたしましては、佐倉警察署の通報窓口及び通報方法、通報時における告知事項、通報受理における告知事項等の協議を行ってまいります。なお、今年度中に第1回目の協議が行われた結果、4月中に協定を締結する予定となりました。

以上神田徳光議員の質問に対しまして答弁を申し上げましたが、なお一層迅速で確実な消防体制が確立できるよう最善の努力をいたす所存でございますので、今後とも引き続きご協力を仰げますようお願い申し上げます。答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（川名部 実君） 神田徳光君。

○2番（神田徳光君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。自席より、神田徳光、これで要望いたしまして、終了したいと思います。

今ありましたように、やはりこれから携帯電話が多いですので、これはしっかりとできるような形にしてもらいまして、またそれから私最後に連絡しましたように、警察ともう少し密着できるような形になればなど。警察のほうで、携帯電話が入っていないのではないかなと思うのですけれども、そういった部分では、いろんな有効的な活用ができれば非常によいと思いますので、これからもひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（川名部 実君）

これにて神田徳光君の一般質問を終結いたします。

閉会の宣告（午後2時50分）

○議長（川名部 実君） 以上をもちまして、平成21年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。